

社会福祉法人ないえ福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ないえ福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員及び評議員が理事会・評議員会・定時評議員会に出席したとき、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。（書面及び電磁的記録により同意の意思表示をおこなった場合も含む）

2. 交通費の費用が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬及び退職慰労金)

第4条 理事長が、法人業務及び法人が実施する事業運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払う。

2. 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払う。

3. 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償の支払いをする。

4. 交通費の費用が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5. 理事長・理事・評議員が退任する場合に際しては別表3により退職慰労金の支払いをする。

(監事の報酬及び退職慰労金)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償の支払いをする。

2. 交通費の費用が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3. 監事が退任する場合に際しては別表3により退職慰労金の支払いをする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人ないえ福祉会出張旅費規程により支払いをする。

(支給の方法)

第7条 報酬・費用弁償及び退職慰労金は通貨をもって本人に支払いをする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2. 報酬・費用弁償及び退職慰労金の支給は、職務を遂行した日、若しくは退任した日の属する月の末日までに支払をする。
3. 報酬及び退職慰労金は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払いをする。

(適用除外)

第8条 他の団体の職員または本会事業所等の職員を兼任する役員及び評議員で、理事会の承認を得たものについては、この規程は適用しない。

(改定)

第9条 この規程を改定する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(その他)

第10条 状況又は事情により支給の必要があると法人が認めた場合は理事長の決裁を得て実施することができる。

附 則

この規程は平成25年4月1日より施行

この規程は平成25年5月23日より施行し、平成25年6月1日より適用する

この規程は平成27年3月26日より施行し、平成27年4月1日より適用する

この規程は平成29年3月28日より施行し、平成29年4月1日より適用する

この規程は平成30年3月24日より施行し、平成29年10月1日より適用する

この規程は令和元年9月10日より施行し、令和元年10月1日より適用する

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	費用弁償費
理事長の理事会・評議員会出席報酬	12,000円	1,500円
理事の理事会・評議員会出席報酬	10,000円	1,500円
評議員の評議員会・理事会出席報酬	10,000円	1,500円
監事の理事会・評議員会出席報酬	10,000円	1,500円

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬	費用弁償費
理事長業務報酬	12,000円	1,500円
理事及び評議員業務報酬	10,000円	1,500円
監事監査指導・業務報酬	10,000円	1,500円

別表3（第4条及び第5条関係）

1, 理事・監事

在任期間10年以内につき	30,000円
在任期間10年以上20年未満につき	50,000円
在任期間20年以上につき	100,000円

2, 評議員

在任期間10年以内につき	20,000円
在任期間10年以上20年未満につき	40,000円
在任期間20年以上につき	80,000円